

災害時緊急支援（移動県庁）設備 を用いた活動計画

（災害情報収集システム・災害情報分析システム版）

平成25年7月

和歌山県

【目次】

1	本計画の位置付け	・・・1
2	災害時緊急支援（移動県庁）の役割	・・・2
3	災害時緊急支援（移動県庁）の派遣	・・・5
4	現地情報の収集	・・・8
5	移動県庁現地拠点での活動	・・・14
6	広域防災拠点での関係機関との連携	・・・16
7	災害対策本部での関係機関との連携	・・・16
8	現地情報を活用した人命救助や被災者支援の実施	・・・21

資料編

平成24年11月 策定

平成25年7月 改正

1 本計画の位置付け

平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、市町村の行政機能がマヒするなど甚大な被害があったところであり、本県においては、そういったことを教訓に東海・東南海・南海地震などの大規模災害の際、市町村の機能が著しく低下し又は市町村の規模では十分に対応できず、県に被害状況報告ができない場合等にもいち早く被災地の状況を把握し、人命救助や被災者の支援につなげることを目的として、災害時緊急支援（以下「移動県庁」という。）のための資機材やシステムの整備を行ったところである。

本計画は、大規模災害時に移動県庁設備を用いた情報収集を行うため、事前に想定される次の活動内容をまとめるものである。

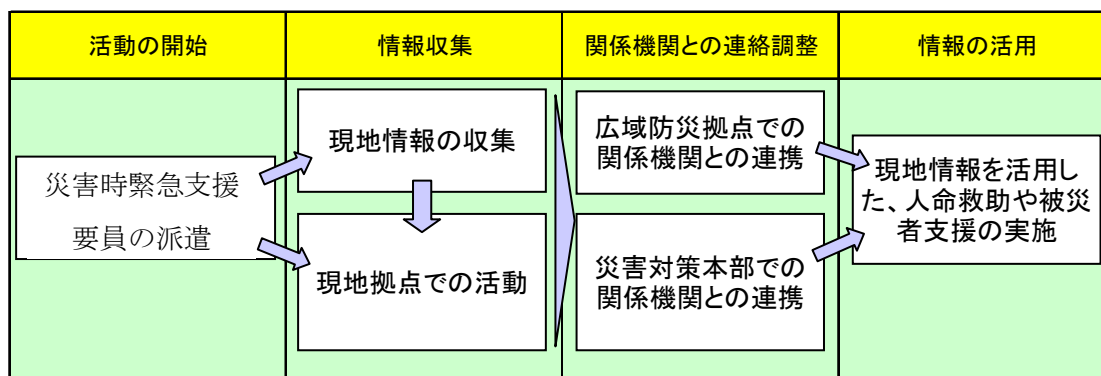
- ① 移動県庁の想定活動場所
- ② 被災地（避難所）での情報収集
- ③ 移動県庁現地拠点（ベース基地）での活動内容
- ④ 広域防災拠点や災害対策本部での各防災関係機関への情報伝達
- ⑤ 現地情報を活用した各機関との連携や活動

なお、災害時には想定外の事態が発生することもあり得ることから、本計画に固執することなく臨機応変の対応が必要となる場合があるので留意すること。

移動県庁設備を用いた情報収集等は災害時緊急支援要員が担うこととなり、概ね発災から1月間各要員が交代し、被災地にて活動を行うものとしている。

県職員による活動以外にも他機関の者（市町村職員等）が災害情報収集分析システムを活用する場合も想定する。

【本計画の範囲】



- ・「移動県庁」とは、大規模災害時に市町村の機能が著しく低下する又は市町村の規模では十分に対応できない場合に、タブレット端末や移動県庁用行政事務用パソコンを活用して、被災地（避難所）の情報収集を行うことをいう。
- ・「移動県庁現地拠点」とは、移動県庁を実施するために避難所の近隣に設置する拠点をいう。
- ・「災害時緊急支援要員」とは、大規模災害時に市町村の機能が著しく低下する又は市町の規模では十分に対応できないなど、当該市町だけでは迅速かつ十分な災害対応ができない状況が発生するおそれがあるため、和歌山県庁から災害対策の支援及び被災地での情報収集等を行うために派遣される者をいう。

- ・「災害時緊急支援要員（班）」とは、災害対策の支援及び被災地での情報収集等を行うために構成される班であり、1班あたり10名で構成され、予め決められた担当の沿岸1市町を支援するものとする。
- ・「災害時緊急支援要員（連絡調整担当）」とは、市町村災害対策本部において、本部運営支援被害情報収集等を行う者をいう。
- ・「災害時緊急支援要員（情報収集担当）」とは、被災地（避難所）にて情報収集を行う者をいう。
- ・「現地拠点連絡担当」とは、移動県庁現地拠点において連絡調整を行う者をいう。

2 災害時緊急支援（移動県庁）の役割

(1) 概要

大規模災害時において市町村の機能が著しく低下する又は市町村の規模では十分に対応できず、県に被害状況報告ができない場合等に、被災地（避難所）の情報を収集するため、災害時緊急支援要員（情報収集担当）が直接避難所等に赴き、被害情報や避難者のニーズなどを把握し、直ちに県災害対策本部や広域防災拠点に伝達して、対策を講じることを想定している。このような対応をするために必要な機材等（行政事務用パソコンやタブレット端末など）の整備を行ったところである。また、この資機材等により、大規模災害時に避難者情報などの災害に関する様々な情報を収集・伝達するため、災害情報収集分析システムを開発したところであり、これらを用いて被災地での情報収集活動を行う。

(2) 機材・システムの種別

ア 移動県庁資機材

- (ア) 被災地（避難所） タブレット端末 18チーム×2台＝36台
- (イ) 被災地（市町村災害対策本部、避難所） 可搬型防災行政無線 18チーム×1台＝18台
- (ウ) 被災地（現地拠点） 行政事務用パソコン 3箇所×2台＝6台
- (エ) 広域防災拠点 行政事務用パソコン 6箇所×3台＝18台
- (オ) その他

イ 災害情報収集分析システム

- (ア) 災害情報収集システム・・・本計画で記載
(タブレット端末により避難所や避難者状況の情報収集を行うためのシステム)
- (イ) 災害情報分析システム・・・本計画で記載
(タブレット端末により収集した情報を行政事務用パソコンで閲覧、分析、出力するためのシステム)
- (ウ) その他（救援物資管理システム等）・・・別計画で記載

(3) 各拠点等の役割（概要）

ア 災害対策本部（本庁）

市町村の機能が著しく低下する又は市町村の規模では十分に対応できないなどの場合において、和歌山県庁から被災市町村の災害対応の支援及び被災地での情報収集等を行うため災害時緊急支援要員の派遣を行う。

災害対策本部（本庁）総合統制室などと災害時緊急支援要員との連絡・調整を行う。

また、被災地の収集情報を災害対策本部（本庁）に在駐している関係機関（自衛隊、海上保安庁など）に提供し、人命救助などの支援を促すことや、避難所へのアクセスルートなどの確認、現地の救援物資のニーズなどを把握して物資支援の方策を検討する。避難所での安否確認情報についても必要に応じて公表を行う。

イ 広域防災拠点

被災地からの救助要請などの情報（緊急的な処置を要する傷病者・持病者等）を自衛隊やDMATに伝達し、人命救助や避難所における医療活動に活用する。

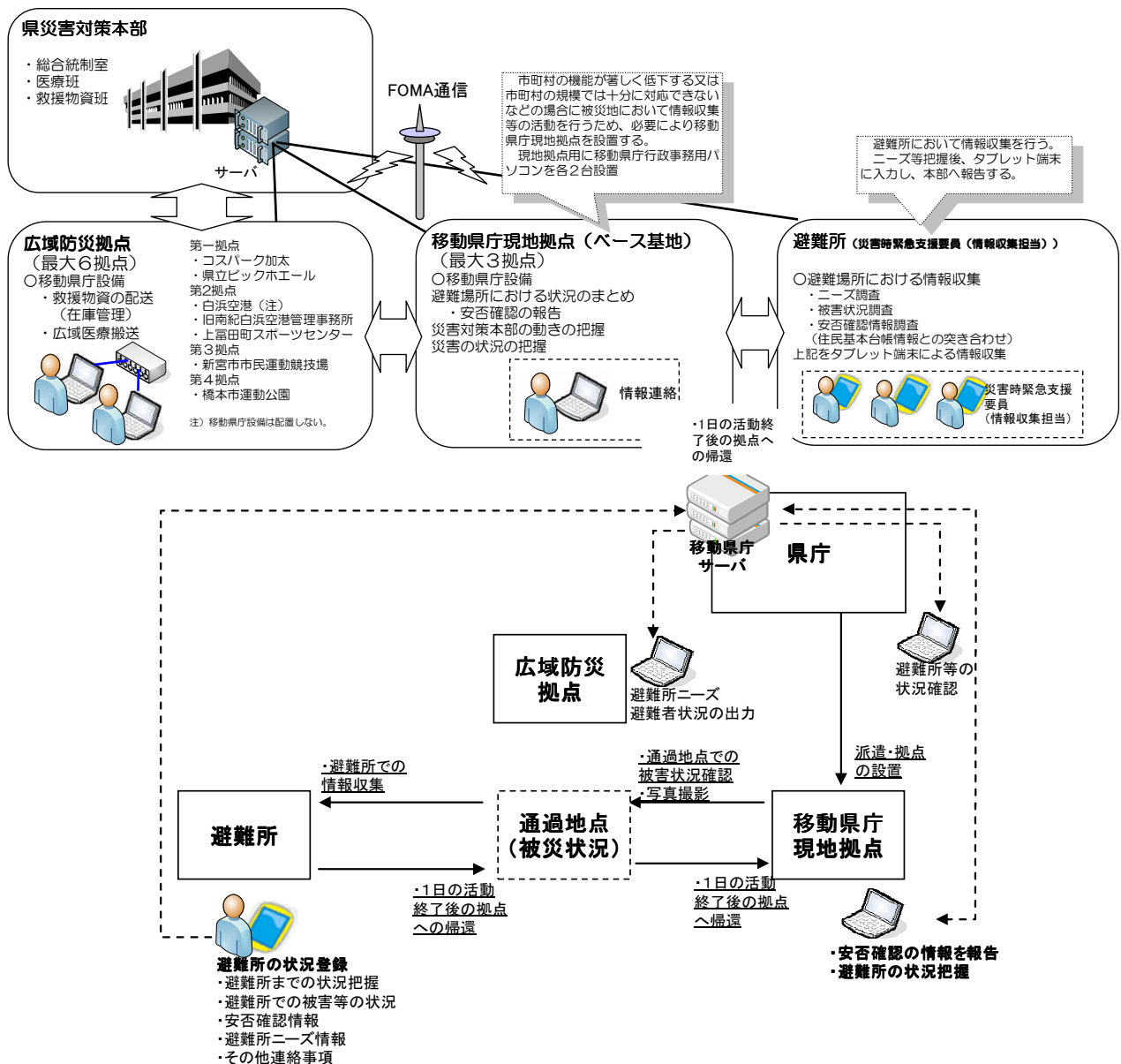
ウ 移動県庁現地拠点

情報収集を行う避難所の近く（通信可能地点）に移動県庁現地拠点（ベース基地）を設置し、現地拠点連絡要員を配置することで、災害対策本部（本庁、支部）や広域防災拠点、災害時緊急支援要員間の連絡調整を迅速に行う。また、災害時緊急支援要員が災害対策本部（本庁）の活動状況を常に把握し、他の災害時緊急支援要員に対しても災害対策本部（本庁）の方針を伝達する。

また、災害時緊急支援要員（情報収集担当）が収集した避難所での避難者の安否確認情報を取りまとめ、住民基本台帳システムの提供データと突き合わせ、安否確認公表用資料の作成を行い、災害対策本部（本庁）に伝送する。併せて、避難所での収集情報のチェックや修正なども行う。

エ 災害時緊急支援要員（情報収集担当）

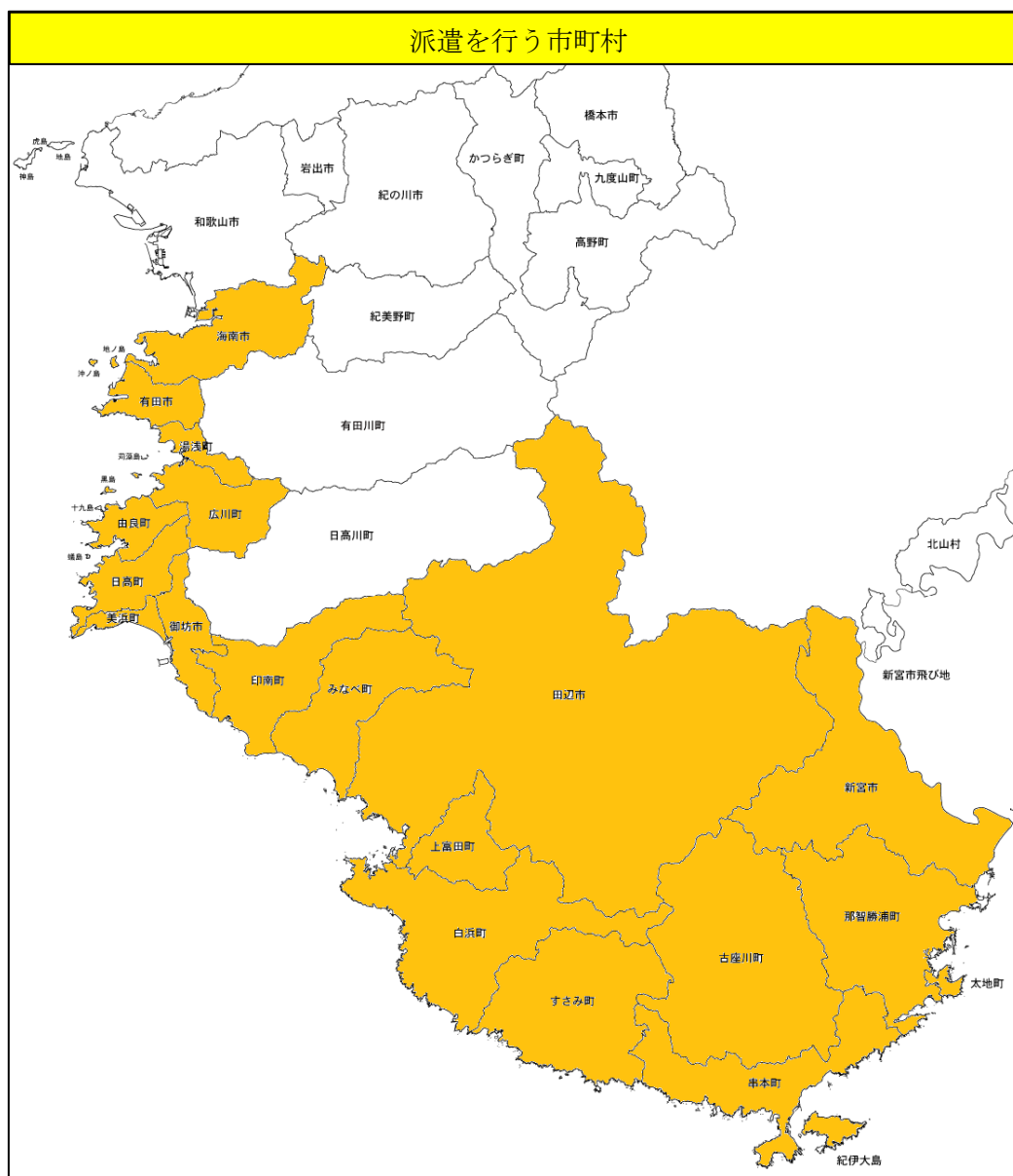
派遣先の市町村内の避難所を調査し、避難所周辺地区の被害状況、避難所の被害状況、避難者の状況、避難者の安否確認調査、必要物資の状況等の情報収集を行い、システムに登録を行う（災害情報収集システムを用いる）。



3 災害時緊急支援（移動県庁）の派遣

(1) 派遣先

南海トラフでの地震や津波などにより大規模な被害が想定されている沿岸18市町（和歌山市を除く。古座川町を含む。）を対象とする。



沿岸18市町（和歌山市を除く。古座川町を含む。）のうち、資料編別紙1（災害時緊急支援要員派遣検討基準表）を勘案して、災害対策本部（本庁）において現地への派遣を決定するものとする。

(2) 派遣のための要員

概ね次のとおり派遣する。

- 海草、那賀、伊都、有田及び日高振興局管内・・・本庁から派遣

- 西牟婁振興局管内・・・本庁から派遣（移動県庁現地拠点は西牟婁振興局により対応）

- 東牟婁振興局管内・・・本庁から派遣（移動県庁現地拠点は東牟婁振興局により対応）

（初期段階では東牟婁振興局からの派遣により避難所の情報収集が可能となるようタブレット端末等の資機材を東牟婁振興局に配備する。）

注) 現在の資機材の配置状況に基づく

(3) 派遣を行う人員の編成

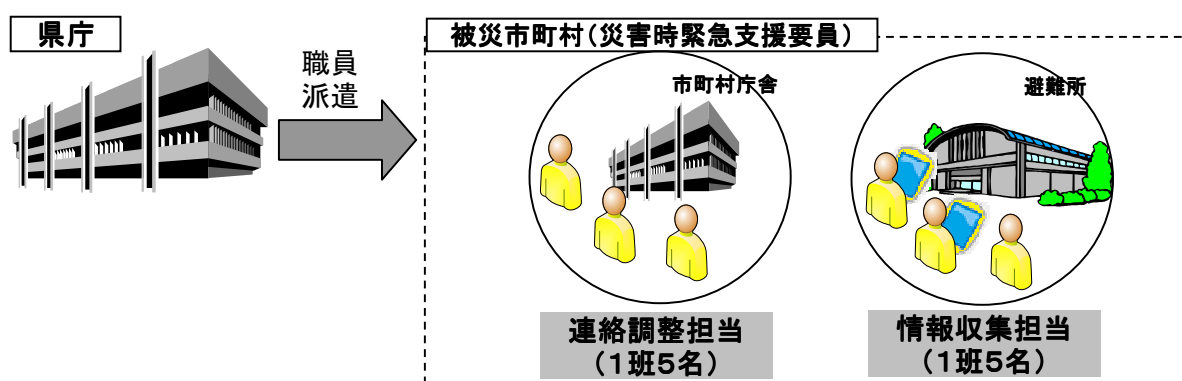
災害対策本部（本庁）においては、予め任命された災害時緊急支援要員のうち、派遣が必要な市町村を担当する者を派遣する。支部においては、総務班において派遣人員を調整の上、移動県庁現地拠点を設置するものとする。（専門職ではなく、事務職員を中心に想定）

班編成

災害時緊急支援要員 1 班 10 名

（連絡調整担当 5 名、情報収集担当 5 名）

活動のイメージ



(4) 移動県庁現地拠点（ベース基地）の設置

移動県庁現地拠点は、情報収集を行う避難所周辺や市町村役場等の近くに移動県庁現地拠点を設置する。

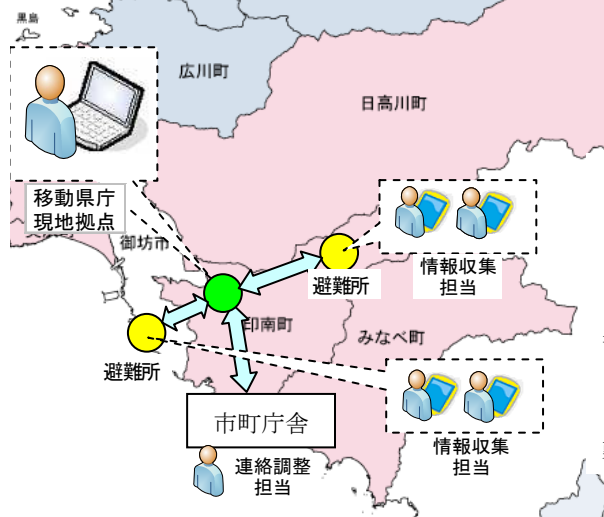
移動県庁現地拠点の候補としては、通信環境などが整う場所とする。

派遣決定の際に移動県庁現地拠点の確保ができない場合には、災害時緊急支援要員が現地にて拠点の選定を行うものとする。

災害時緊急支援要員等は移動県庁現地拠点を設置後、速やかに災害対策本部（支部）に報告するものとする。

移動県庁現地拠点と災害時緊急支援要員（情報収集担当）の活動イメージ（例）

- ・通信環境が整う場所に移動県庁現地拠点を設置する。
- ・災害時緊急支援要員等の宿泊まり等の拠点となる。
- ・避難所で収集した情報の確認、修正や安否確認公表用資料の作成などを行う。



- ・災害時緊急支援要員が避難所の情報収集にあたる。
- ・タブレット端末により収集した情報を本部等に報告する。災害時緊急支援要員は毎日現地拠点から市町村災害対策本部や避難所に移動して活動を行う。

(5) 災害時緊急支援要員が持参する資機材等

災害時緊急支援要員が情報収集等の活用を行うための必要と思われる資機材等は次のとおり。

必要資機材	数量	担当
移動県庁用持ち運びバック	-	-
タブレット端末	2台	情報収集担当
DCインバーター	1台	情報収集担当
各種ケーブル類	必要数量	要員
移動県庁用ゼッケン	10枚	要員
ボールペン(黒・赤)、その他筆記用具	必要数量	要員
災害時緊急支援(移動県庁)現地派遣者マニュアル	1部	情報収集担当
活動日誌	必要部数	要員
現地情報収集用の様式	必要部数	情報収集担当
避難所の一覧表	必要部数	情報収集担当
避難所運営マニュアル作成モデル	10部	情報収集担当
県道等の通行可能道路地図(※システムから出力)	必要部数	要員
その他道路地図(※システムから出力)	必要部数	要員
職員証	各自	要員
移動系防災行政無線(可搬型)	1台	要員
その他用意が必要であると思われる資機材等	-	-
寝袋(就寝できる拠点が確保できない場合)	人数分	要員
職員用備蓄食糧	派遣日数・人数分	要員
職員用備蓄飲料水	派遣日数・人数	要員
公用車	3台程度	要員
その他必要な資機材		要員

※和歌山県道路情報システムから出力。

必要資機材	数量	活用
移動県庁用持ち運びバック	-	-
移動県庁行政事務用パソコン	2台	移動県庁現地拠点
ルーター	1台	移動県庁現地拠点
ゼッケン	2枚	移動県庁現地拠点

※移動県庁用資機材の保管場所については、資料編別紙2（移動県庁用資機材の保管場所）を参照のこと。

4 現地情報の収集

(1) 収集活動の概要（災害時緊急支援要員（情報収集担当））

初期活動としては、概ね発災から1月間を想定しており、市町村の機能が回復するか、他の支援機関により避難所の情報が入るようになった等市町村の機能が回復した段階をもって、災害対策本部（本庁）の判断により原則として災害時緊急支援要員による活動を終了するものとする。

	発災から1月間	概ね1月以降
市町村の機能が著しく低下する又は市町村の規模では十分に対応できないなど	災害時緊急支援要員により、避難所情報の収集を行う。	市町村や他の支援機関により連絡調整や情報収集を行う。
市町村の機能が著しく低下していない、市町村の規模で十分に対応できる場合	市町村により、連絡調整や情報収集を行う。	

避難所に向かうまでの活動内容は概ね次のとおり。

ア 派遣決定を受けた後、必要な資機材を確保し、災害対策本部道路Gから受けた道路の通行状況の情報を参考として現地へと向かう。

イ 災害時緊急支援要員は、予め派遣される予定の市町村の状況等を十分に確認しておくこと。

ウ 連絡調整担当を置いて市町村が調整を要望する避難所又は避難所一覧表（避難所ナビゲーションシステム、Yahoo! ロコを含む。）を参考として、開設されていると思われる避難所に移動する。この場合において、土砂崩壊等により公用車による道路の通行ができない場合であっても、徒歩による通行が可能であれば、避難所への訪問を検討する。

通行不可能であれば、その状況を災害対策本部（支部）に報告する。

エ 現地の役割については、概ね次のとおりとし、分担して対応を行う。

○連絡調整担当

リーダー 1名（市町村災害対策本部での連絡調整の総括）
 連絡調整 4名（市町村災害対策本部での連絡調整）

○情報収集担当

リーダー 1名（避難所での情報収集の総括）
 タブレット端末操作 2名（タブレット端末への入力等）
 情報収集 2名（情報収集等）

オ 情報収集担当は概ね次の情報を収集すること。

被災地の状況（周辺地区の被害状況、通行可能ルート、救護所開設）

避難所の被害状況（避難所環境、ライフライン、通信環境、情報収集手段等）

避難者の状況（避難者数、避難者属性、避難者の病歴等）

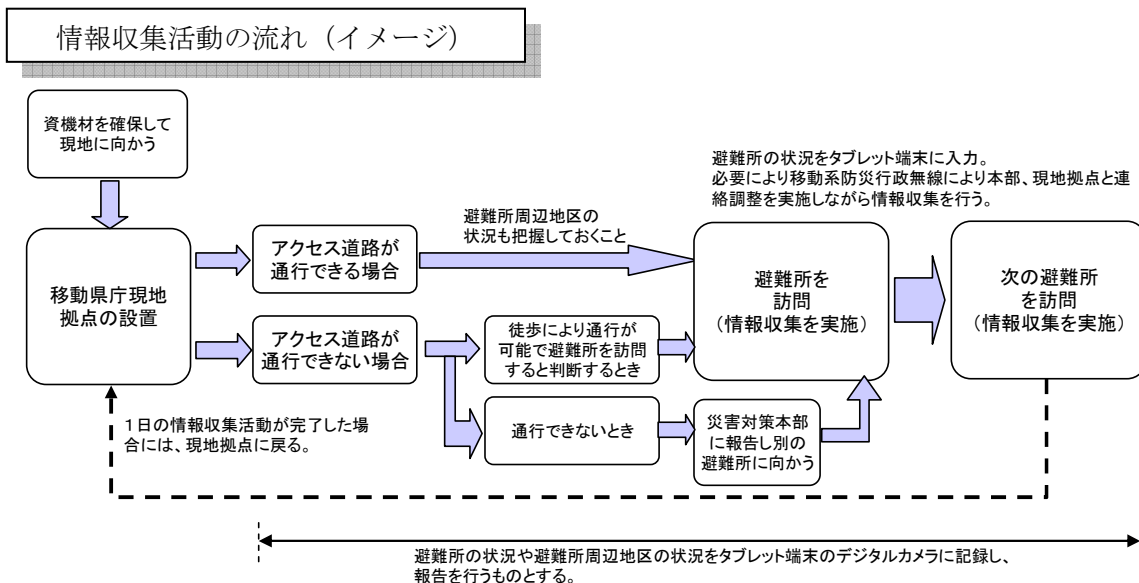
安否確認情報（避難者の安否確認）

避難所ニーズの状況（緊急的な必要物資等）

カ 収集した情報をタブレット端末に入力し、調査や報告が終了した後に、次の避難所に移動する。

キ 1日の情報収集活動が終了した場合には、移動県庁現地拠点に戻り、1日の活動記録（別

紙様式4) や安否確認情報を取りまとめ、報告後、次の活動のため準備等を行う。



(2) 避難所での情報収集

ア 避難所までの状況把握

避難所に到達するまで、避難所の周辺地区やアクセス道路の状況を把握して、次のとおり、タブレット端末にて、災害情報収集システムに状況の登録を行う。

なお、原則として、次の情報収集を行うこととするが、災害の程度、現地の被害状況等を考慮して、別途情報収集項目を追加するなど臨機応変な判断をすること。

(ア) 通行可能ルート

避難所までの経路について、状況を把握する。

(イ) 救護所の設置状況

避難所等に救護所の設置があるかどうかを把握する。

(ウ) 被害の概況

避難所が所在する地区の状況を把握する。

(エ) その他状況

デジタルカメラにより被害状況等を記録する。

撮影した場合には、撮影場所を地図上に記録する。

撮影した写真データは、タブレット端末からメール等により災害対策本部 (支部) に送信する。



現地にて撮影後、メール等により送付を行う。

イ 避難所での被害等の状況

(ア) 生活レベル

衣（防寒具・衣類）、食（食事・水）、住（水、暖房・冷房、トイレ、入浴、生活必需品）、医（薬、受診）の4項目により生活レベルの評価を行う。

(イ) ライフライン

電気、固定電話、下水、水、IT環境、ガス、携帯電話の利用できる状況やアクセス道路の状況。

(イ) 通信環境

無線機、衛星携帯電話などを避難所との連絡手段として利用できる状況。

(ウ) 情報収集

テレビ、ラジオ、インターネットによる情報収集の可能性。

(エ) 避難者数等

a 避難者数

避難所避難者数、地区別での在宅避難者数、うち避難世帯数、男女の別

b 詳細な避難者情報を把握する。

妊婦数、乳児数、幼児数、孤児数、高齢者数、障害者数（身体（視覚、聴覚、肢体不自由）、知的、精神）等

うち介護の有無、うち要介護の程度、うちおむつ利用等

(オ) 病歴・その他

a 救急搬送事案

外傷、その他負傷、感染症等、病歴（慢性疾患等）、高血圧、糖尿病、慢性の心臓疾患、介護の要否等

b その他

肝疾患、透析患者、アレルギー、脳出血・脳梗塞、統合失調症、白血病、認知症、喘息、てんかん、オストメイト（人工肛門・膀胱保有者）等

ウ 避難所ニーズ情報

初動期（発災から1週間程度）においては、緊急的に必要となる物資といった、特種なニーズを把握し、それ以降については、避難所に必要となる物資の種類や必要数量を計上すること。

(ア) 食

主食用食品、副食用食品、菓子類、調味料等、その他食品、飲料、ベビー用等

(イ) 食器・調理器具

食器、ベビー用、調理器具、その他等

(ウ) 衣

寝具、衣類等

(エ) 薬

薬、衛生用品、介護用品、ベビー用品、成人用等

- (オ) 生活用雑貨
- (カ) その他
その他、電気製品等
- (キ) 燃料

エ 安否確認情報

避難所運営者や本人から聞き取りを行い、避難者の安否確認資料を作成するための同意を得ること。なお、同意がない者の情報は公表しないものとする。

安否確認情報（氏名、住所、年齢）

公表例は、カナ氏名、住所「地区名」、年齢とし、取りまとめの上、県ホームページにて提供する。安否情報は市町村災害対策本部にも提供すること。

オ その他連絡事項

その他連絡事項があれば、自由欄に登録すること。

必須項目：避難所の被害状況

- a 施設区分（体育館、校舎、グラウンド、本施設等）
- b 被害の程度（倒壊、浸水、危険、要注意、異常なし）

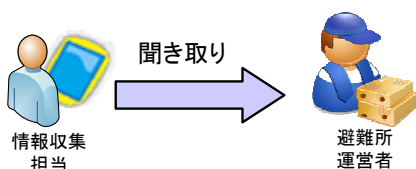
資料編別紙5（建物被災状況チェックシート）により決定すること。

（3）避難所での情報収集の方法

ア 避難所にて、次の方法等により情報収集を行う。

- (ア) 避難所運営者から状況を把握する。
- (イ) 避難所運営者が避難所の状況を把握していない場合には、避難所内外の状況を目視確認により行う。（物資ニーズを除く。）
- (ウ) 避難所に避難している避難者から聞き取りを行い、情報収集を行う。（物資ニーズを除く。）
- (エ) 避難者が多いため、病歴等の聞き取りが困難であるときは、資料編別紙様式2（避難者状況確認シート）を活用して情報収集を行う。（物資ニーズを除く。）

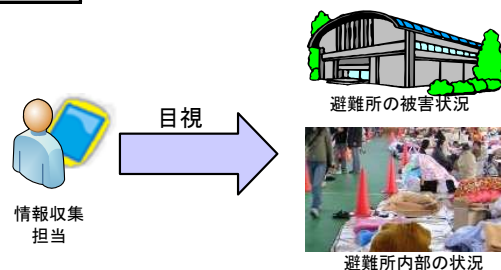
ケース1



避難所運営者から聞き取りを行う。

〔避難所運営者が把握している避難者台帳、物資依頼伝票などにより確認を行い、タブレット端末に入力を行うこと。〕

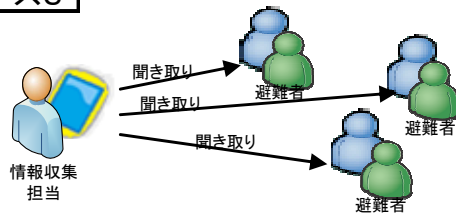
ケース2



避難所内を目視により調査する。

〔避難所の施設の被害状況や、内部の避難者の状況を目視で把握し、タブレット端末に入力を行うこと。〕

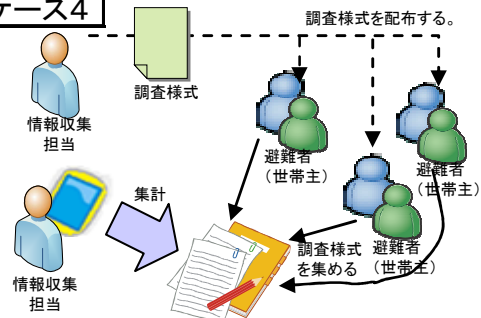
ケース3



避難者に直接聞き取りを行う。

情報収集担当が避難所に避難している方に対して、手分けして直接聞き取りを行い状況を把握し、タブレット端末に入力を行うこと。

ケース4



避難者に調査様式を配布して結果を集計する。

情報収集担当が避難所に避難している方(世帯主)に対して、手分けして調査様式を配布し、避難者に必要事項を記入してもらい、タブレット端末に入力を行うこと。

イ 災害情報収集システムの操作方法

ID、パスワード等を入力し、ログインする。

ログイン後、被害状況調べ、避難所状況調べ、物資ニーズ調べに必要な事項を登録すること。

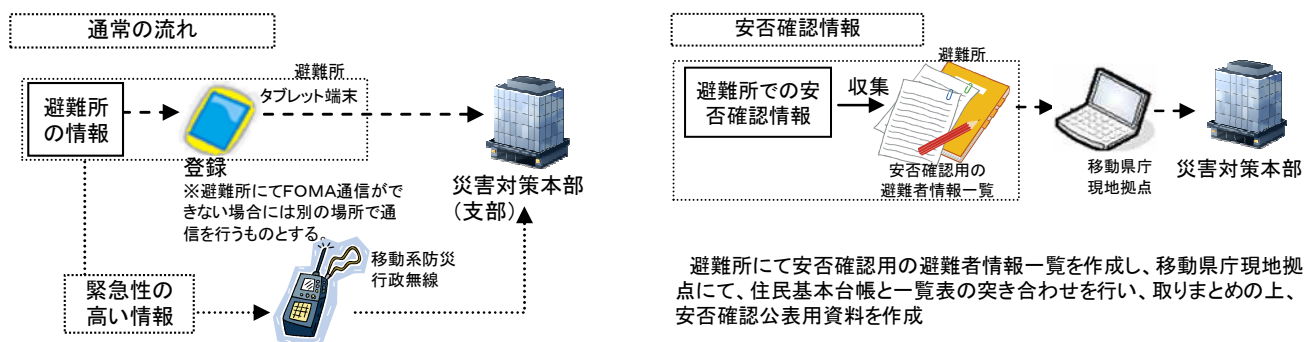
情報収集を行う避難所において、FOMA通信ができない場合には、登録情報を保存の上、FOMA通信が可能な場所で送信を行うこと。

ウ 災害対策本部（支部）への報告（再掲）

避難所にて収集した情報は、タブレット端末内の災害情報収集システムに登録を行うことにより災害対策本部（支部）に報告すること。

ただし、緊急的な対応が必要な事項については、移動系防災行政無線等を活用して直ちに災害対策本部（支部）に報告するものとする。

なお、安否確認情報については、移動県庁現地拠点にて取りまとめを行い、災害対策本部（支部）に報告すること。市町の災害対策本部にも併せて情報提供を行う。



避難所で収集した情報をタブレット端末の災害情報収集システムにその場で登録し、災害対策本部に報告する。緊急性の高い情報については、移動系防災行政無線にて直ちに本部(支部)に報告すること。

避難所にて安否確認用の避難者情報一覧を作成し、移動県庁現地拠点にて、住民基本台帳と一覧表の突き合わせを行い、取りまとめの上、安否確認公表用資料を作成

エ 避難所での情報収集を行うにあたっての注意事項

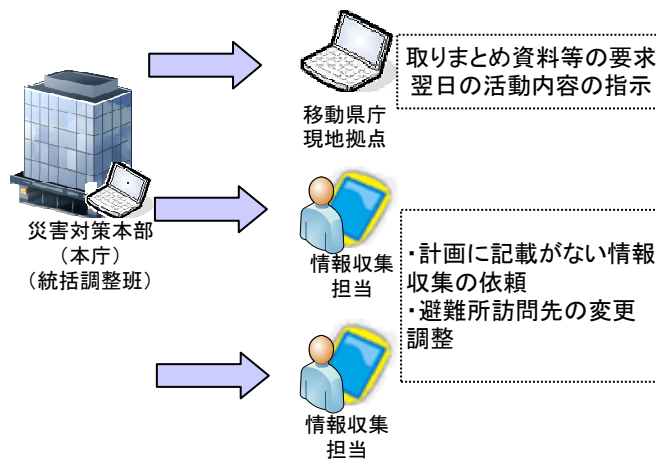
特に発災直後の避難所は混乱しており、訪問すると、県からの支援や対策を求められることが多いと思われるので、情報を収集することを最優先として次のとおり対応すること。

避難者に対する伝達事項（例）

- ・市町村では十分に対応できない状況であるため県が直接情報を収集しに来たこと。
- ・他の避難所も訪問する必要があること。
- ・被害や支援活動の概要が分かっている場合は伝達すること。
- ・すぐに支援に来るので落ち着いて、今から行う情報収集に協力をいただきたいこと。
- ・緊急的に支援が必要な怪我人や病歴がある方はすぐに名乗り出て欲しいこと。
- ・アンケート用紙を配布するので、それに対して回答していただきたいこと。
- ・今後、適切に支援が行われるので、テレビやラジオなどで災害に対する情報収集をしていただき、冷静に対応していただきたいこと。
- ・市町村などから支援が来るまでは、自主的に避難所を運営いただきたいこと。
（その際に避難所運営マニュアル作成モデル等を渡すこと。）

オ 災害対策本部（本庁）からの指示

災害対策本部（本庁：統括調整班）から災害時緊急支援要員に対して、その日に訪問する避難所や本計画に記載されていない情報の収集など具体的な指示を資料編別紙様式3（災害時緊急支援要員連絡書）により行うものとする。



5 移動県庁現地拠点での活動

(1) 移動県庁現地拠点の設置

移動県庁現地拠点は、情報収集を行う市町村又はその近隣市町村内に設置する。

候補地域については、派遣決定時に災害対策本部において決定すること。派遣決定の際に現地拠点の確保ができない場合には、災害時緊急支援要員が現地にて拠点の選定を行うものとする。

具体的な候補施設については次のとおりである。

- ① 旅館、ホテルなどの通信環境を確保することができる場所とする。
- ② ①により確保できない場合には、他の公共施設（避難所等）のうち、通信環境を確保できる場所とする。

(2) 移動県庁現地拠点での活動

移動県庁現地拠点を設置した場合には、必要により職員2名程度を連絡調整役として配置すること。

業務は次のとおり

ア 本部（支部）の情報把握

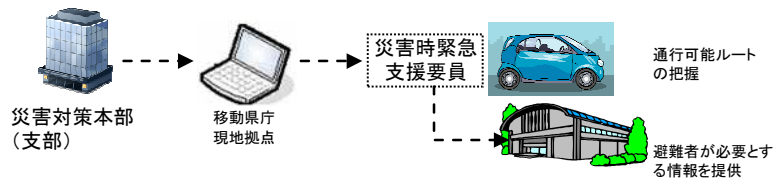
災害対策本部（支部）の決定事項や指示事項等を把握して、移動系防災行政無線により災害時緊急支援要員に適宜連絡する。



災害対策本部(支部)からの情報を現地拠点を通じて、災害時緊急支援要員に伝達。

イ 災害の状況把握

災害による被害状況等を把握して、特にアクセス道路やライフラインに関する情報を災害時緊急支援要員に伝達する。



災害対策本部(支部)からのアクセス道路やライフラインの情報を現地拠点を通じて、災害時緊急支援要員に伝達。

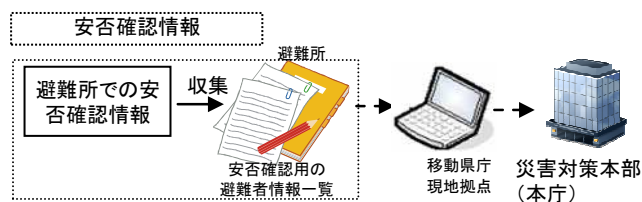
ウ 安否確認情報公表用資料の作成

災害対策本部（本庁）市町村班から安否確認用に住民基本台帳ネットワークシステムにより基礎データの送付を依頼する。（情報収集を行っている市町村分）

避難所にて作成した資料編別紙様式1（安否確認用の避難者一覧表）を災害時緊急支援要員から取得する。

上記2つのデータの突き合わせを行い、安否確認公表用資料の作成を行う。

公表用データは、個人情報であることに留意の上、氏名（カナ名）、住所（地区名）、年齢とする。



避難所にて安否確認用の避難者情報一覧を作成し、移動県庁現地拠点にて、住民基本台帳と一覧表の突き合わせを行い、取りまとめの上、安否確認公表用資料を作成

エ その他

(ア) 災害時緊急支援要員の仮眠場所

避難所にて情報収集を終えた県職員が休憩等を行うための場所として利用する。

(イ) 一日の活動記録

避難所にて活動した災害時緊急支援要員が一日の活動内容等を記録する。

6 広域防災拠点での関係機関との連携

(1) 広域防災拠点での行政事務用パソコンの設置

広域防災拠点に、行政事務用パソコンが利用できる環境を整えるため、各拠点に3台の行政事務用パソコンを配置する。

第一拠点 コスモパーク加太・和歌山ビッグホエール

第二拠点 白浜空港（注）・旧南紀白浜空港・上富田スポーツセンター

第三拠点 新宮市市民運動競技場（新宮市立佐野体育館）・東紀州防災拠点（注）

第四拠点 橋本市運動公園（県立橋本体育館）

注）移動県庁設備は配置しない。

行政事務用パソコンの配置により県庁業務が可能となり、県職員が被災地の避難所等にて収集した情報を災害情報分析システムに登録することで、関係機関への伝達が可能となる。



広域防災拠点要員参集後に、移動県庁用資機材の保管場所に資機材を取りに行くこと（保管場所については、資料編を参照。）

(2) 関係機関との連携（事例）

ア 自衛隊

広域防災拠点防災班において、災害情報分析システムから情報を出力し、駐在する自衛隊の連絡員に現地の情報（避難所の被害、避難者、アクセス道路の状況）を伝達すること。（全体の情報）

特に、移動系防災行政無線において伝達された、緊急的に救助が必要な方（重度の負傷者、透析患者等）については、直ちに自衛隊に伝達して、救助の調整を依頼すること。

イ DMAT

広域防災拠点医療班において、災害情報分析システムから情報を出力し、駐在するDMATの連絡員に現地の情報（避難所の被害状況）を伝達すること。（全体の情報）

特に、移動系防災行政無線において伝達された、緊急的に救助が必要な方（重度の負傷者、透析患者等）については、直ちにDMATに伝達して、救助の調整を依頼すること。

7 災害対策本部での関係機関との連携

(1) 移動県庁現地拠点及び現地情報収集要員との連絡調整

ア 移動県庁現地拠点から次の情報を受ける。

- (ア) 安否確認情報
- (イ) 現地の写真データ

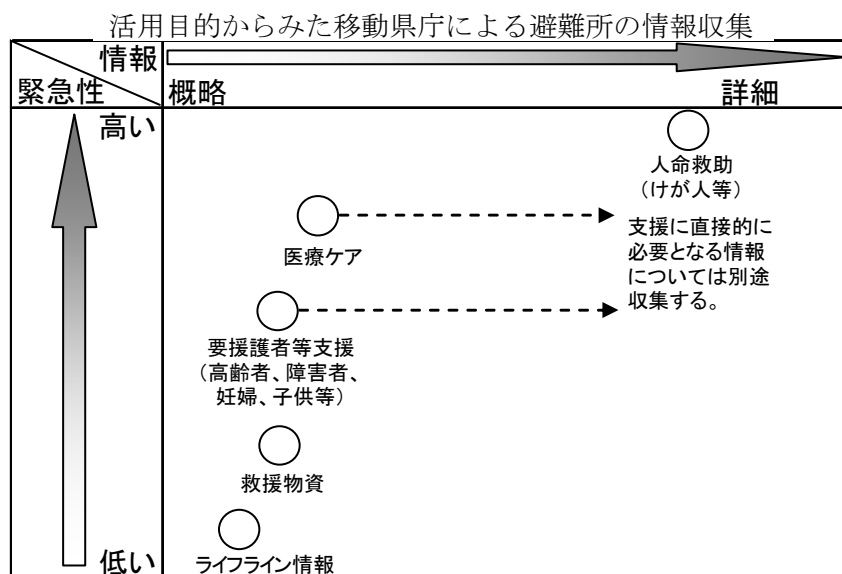
イ 現地情報収集要員から次の情報を受ける。

- (ア) 避難所の被害状況
- (イ) 生活レベル
- (ウ) ライフライン
- (エ) 通信環境
- (オ) 情報収集方法
- (カ) 避難者数等
- (キ) 病歴その他
- (ク) 避難所ニーズ情報

上記の情報を、災害情報分析システムにて必要な収集項目を出力し、関係機関での適切な支援を実施する。

(2) 移動県庁により収集した情報の位置づけ

収集する情報は、市町村が把握できていない避難所等の情報を県が直接収集することで災害時に緊急的に必要となる支援につなげることを第一の目的とし、第二目的としては医療ケアなどの本格的な支援のための参考情報とすることとする。

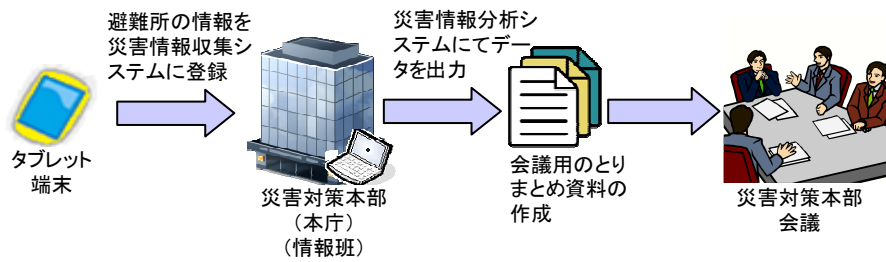


(3) 関係機関との調整 (事例)

ア 災害対策本部総合統制室

- (ア) 本部会議等

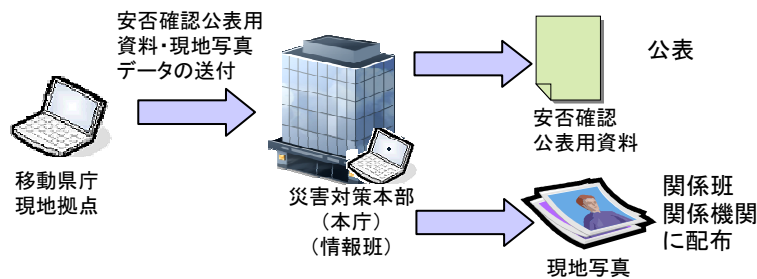
災害対策本部において、支援要員を派遣した市町村の避難所等の情報共有を図るため、災害対策本部会議に資料として提出する。



(イ) 情報班

移動県庁現地拠点から報告された、安否確認公表用資料の取りまとめを行い、ホームページ等による情報提供を行う。

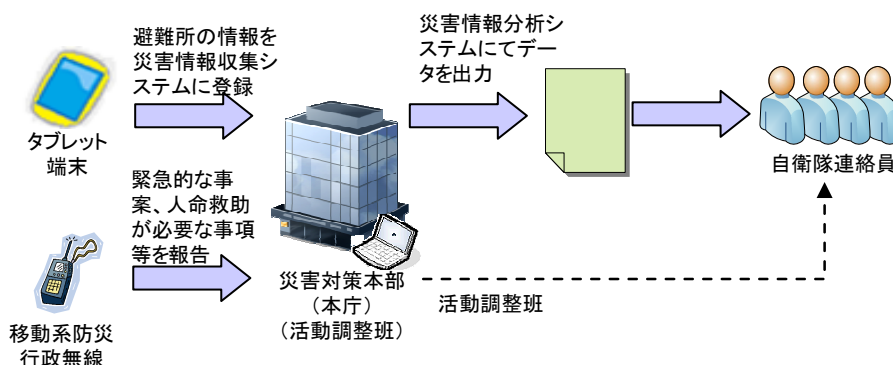
現地から提供された写真データを関係班に配布する。



(ウ) 活動調整班

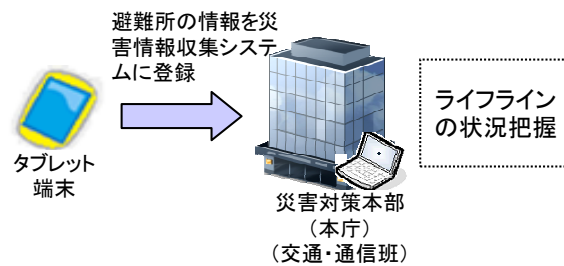
災害情報分析システムから情報を出力し、防災対策室に駐在する自衛隊、県に設置された緊急消防援助隊等の連絡員に現地の情報を伝達する。(全体の情報、写真データ等)

特に、移動系防災行政無線において伝達された、緊急的に救助が必要な方（重度の負傷者、透析患者等）については、直ちに自衛隊、緊急消防援助隊等に伝達して、救助の調整を依頼する。



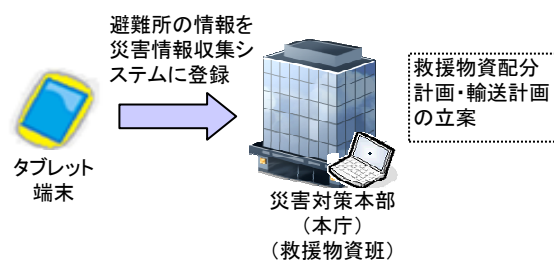
(エ) 交通・通信班

災害情報分析システムから情報を出力し、情報収集を行った避難所のライフライン被害状況等を把握し、取りまとめ結果の情報を共有する。



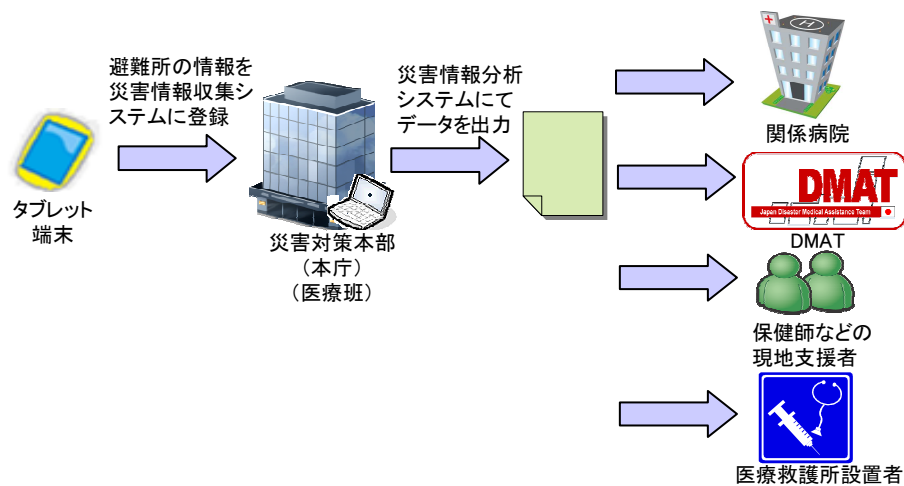
(オ) 救援物資班

災害情報分析システムから情報を出し、情報収集を行った避難所における救援物資の必要量を把握し、他の市町村要請分も併せて物資の配分計画の作成や輸送計画などを立案する。



(カ) 医療班

災害情報分析システムから情報を出し、避難所など被災地におけるさまざまな支援のため医師や保健師等が活用するために伝達する。



イ その他

(ア) 子ども支援班

災害情報分析システムから情報を出し、避難所における子ども・妊産婦の支援のための方策を検討するために活用する。

また、関係機関等への伝達を行う。

(イ) 高齢者支援班

災害情報分析システムから情報を出し、避難所における高齢者の支援のための方

策を検討するために活用する。

また、関係機関等への伝達を行う。

(ウ) 障害児者支援班

災害情報分析システムから情報を出力し、避難所における障害児者の支援のための方策を検討するために活用する。

こころのケアチームの活動のために必要な情報を提供する。

また、関係機関等への伝達を行う。

(エ) 薬務班

災害情報分析システムから情報を出力し、避難所における薬剤の調達のために必要となる事項を検討する。

8 現地情報を活用した人命救助や被災者支援の実施

(1) 人命救助

発災後初期の段階においては、避難所に通信手段がなく、土砂崩れ等により道路が通行できない状況であるため、救急医療を受けることができない者が多く居ると思われる。

避難所で避難者の状況を把握し、特に緊急的に医療行為を必要とする避難者に関する情報を移動系防災行政無線等により速やかに本部まで連絡を行うこと。

※医療行為を必要とするとは、重度の外傷や感染症、人工透析患者、慢性の心疾患、慢性病の悪化が予想されるなどの方について、救急医療が必要であると認めるとき。

(連絡事項：場所、負傷等の状況の聞き取りを行い、現地から災害対策本部（情報班）に連絡する。)

伝達を受けた事項について、災害対策本部情報班から活動調整班に伝達し、自衛隊や緊急消防援助隊による人命救助を要請する。

また、緊急性は低いですが、救助が必要なものについては、広域防災拠点において、自衛隊、DMAT等に伝達し、避難所における医療活動や救助活動に活用してもらう。

(2) 被災者支援

医療的支援

医療救護所の開設やDMAT、保健師、こころのケアチームなどによる現地支援を行うために発災後初期の情報を提供し、活動先の順位の選択や状況把握などを行ってもらう。

福祉的支援

高齢者介護や障害児者支援、妊婦・乳幼児などの支援を行うために必要な情報を把握して、関係団体に伝達を行い、具体的な支援を行う。

災害ボランティア等

災害ボランティアセンターに避難所の状況を伝達し、ボランティアによる避難所支援等のニーズ把握のため情報提供を行う。

(3) 救援物資の輸送

救援物資班において、必要な物資ニーズを把握し、配分計画・輸送計画を立案する。

(詳細は、救援物資管理システム版にて掲載)